

高津区役所カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

（設置）

第1条 川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第5条の規定に基づき、高津区役所の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、高津区役所カスタマーハラスメント対策委員会（以下「局（区）委員会」という。）を設置する。

（委員長等）

第2条 局（区）委員会の委員長等は、別表のとおりとする。

（所掌事務）

第3条 局（区）委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）高津区役所の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること
- （2）職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る高津区役所内の連絡及び調整に関すること
- （3）その他必要な事項

（会議）

第4条 局（区）委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第5条 局（区）委員会の庶務は、高津区役所まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局（区）委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月21日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	区長
副委員長	副区長
委員	医監
	橘出張所長
	区民サービス部長
	地域みまもり支援センター所長
	地域みまもり支援センター副所長
	道路公園センター所長
	総務課長
	企画課長